

仕様書

1 件名

環境学習の推進及びチームもったいないの普及に向けたWebサイトの構築等業務委託

2 目的

公益財団法人東京都環境公社は、東京都の政策連携団体として、東京都と連携し、持続可能な社会づくりに向けた環境配慮を促進するため、都民等に対して環境について学ぶ機会を提供し、個人のもったいない意識の向上を目的とする「チームもったいない」の更なる普及啓発及び活動の拡大推進を担っている。

本業務は、現行サイトの「TOKYO環境学習ひろば」の全面的なCMS化と「チームもったいない」との情報統合により、都民が環境を学べる機会へ容易にアクセスできる情報基盤を整え、効果的な普及啓発を展開することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社 総務部 総務課

5 業務の概要

本委託業務の受託者は、現行の「TOKYO環境学習ひろば」及び別ドメインで運用する「チームもったいない」を統合し、1つのドメインの「環境学習総合ポータルサイト（仮称）」として、現行サイトの全面的なCMS化と、「チームもったいない」の情報を統合し、後述するWebサイトのコンセプト及び別紙1「コンテンツマップ」に基づき、Webサイトを構築すること。

- ・TOKYO環境学習ひろば: <https://www.env-study-hiroba.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・チームもったいない: https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/team_mottainai

6 Webサイトのコンセプト

受託者は、次のコンセプトに基づきWebサイトを設計すること。

- ア 環境学習全般に関する分かりやすい情報を提供すること（個人、企業、団体等）。
- イ チームもったいないの参加者募集及び活動内容の紹介を行うこと。
- ウ 個別施策、活動情報等を中心に、積極的に発信すること。

7 サイト設計

(1) 必要な機能

受託者は、現行サイトの機能を移管・統合する形で、次の機能をWebサイトに設けること。

ア CMS化の方針及び範囲

受託者は、CMSにより管理・編集が可能となり、サイト全体のページを委託者の職員が管理画面から編集・更新できる構成にて構築すること。HTML編集の専門知識を要する固定ページを残さないこと。ただし、次の(ア)から(エ)の4ページについては、更新頻度が低くかつ定型的内容であり、職員による編集を想定しないため、CMS化の対象外とする。構築の過程において、これら以外のページについて技術的にCMS化が困難であることが判明した場合、当該ページの取扱いは、委託者と受託者の協議の上決定する。この場合において、当該協議に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。

(ア) 「TOKYO環境学習ひろば」とは? (/about)

(イ) このサイトの使い方 (/guide)

(ウ) Cookieポリシー (/cookie)

(エ) 個人情報保護方針 (/privacy)

なお、一覧ページ、検索結果ページ及びページネーションについては、CMSに登録された記事等のデータを自動的に集約・表示するテンプレートとして構築するものであり、当該ページのレイアウト及び表示ロジック自体を職員が管理画面上で編集することを想定するものではない。

イ 基礎的機能

(ア) CMSにより、HTML、CSS、JavaScriptなどWebサイト編集の専門知識がなくても容易にコンテンツを編集できる機能。CMSの製品・構成は受託者の提案によるものとし、職員が容易にコンテンツを編集できる機能を有すること。

(イ) コンテンツの公開・非公開管理機能（承認フロー、公開期間設定を含む。）承認フローの具体的な仕様（承認段階数、権限（ロール）、差戻しの可否、承認通知、公開予約、公開前のプレビュー確認等）については、CMSの選定に影響することを踏まえ、企画提案書において提案すること。当該提案の内容を踏まえ、契約締結後速やかに委託者と受託者の協議の上決定するものとし、当該協議に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。

(ウ) サイトマップ自動生成機能

(エ) アクセス解析ツール（GA4等）が導入されていること

ウ 情報の掲載・検索機能

(ア) 東京都、委託者及び都内区市町村が行う環境学習事業（委託者が認めたものを含む。）に関する情報を掲載できること。

(イ) 利用者が分野別、地域別、対象者別及び期間別に情報を整理・表示し、検索できるように

すること。あわせて、9（2）ウに定める「取組事例集」に該当する記事を抽出・一覧表示できる検索軸（分類又はタグによるものを含む。）を設けること。これら以外の検索軸を設ける場合は、企画提案書において提案すること。当該提案に係る費用は契約金額に含むものとし、これによる追加費用は生じないものとする。

エ 教育・啓発コンテンツ

（ア）環境学習事業・チームもったいないに関する教育・啓発コンテンツの提供

（イ）動画、記事等の掲載（動画コンテンツの掲載は、YouTube等の外部動画配信サービスへの埋め込みによるものとし、本サイト内に動画配信基盤を構築するものではない。）

オ 問い合わせ・申請機能

（ア）問い合わせフォーム

（イ）チームもったいない参加申込及び環境学習ひろば会員申請の受付

（ウ）記事掲載申請の受付

（エ）（ア）及び（ウ）は、委託者が自治体向けフォームサービス（LoGoフォーム等）において構築するものとし、受託者は、委託者が指定する当該フォームのURLを本サイトの所定の位置に埋め込む（リンク設置を含む。）ものとする。フォームの作成及び項目設定は本業務の対象外とする。

（オ）ただし、（ウ）記事掲載申請の受付については、提案上限額の範囲内で、以下のa～dに掲げる実装が可能と受託者が判断する場合、（エ）にかかわらず、LoGoフォーム等によらず当該方法により構築することを提案できるものとする。当該提案に係る費用は契約金額に含むものとし、これによる追加費用は生じないものとする。提案がない場合又は提案が採用されない場合は、（エ）のとおりLoGoフォーム等の外部サービスによる対応とする。提案する場合は、次のa～dの要件を満たすこと。

a 委託者及び委託者が承認した都内区市町村担当者等のうち、所定の認証手続きを受けた者のみが、掲載する記事情報の申請を行うことができ、当該申請内容に基づき記事登録を行える仕組みとすること。当該認証及び申請の受付は、委託者が使用する管理画面を経由せずに行える仕組みとすること。なお、当該申請機能の設置方法（管理画面とは別に設ける専用の申請画面によるほか、その他の方法によることを妨げない。）は、受託者の提案によるものとし、認証手続きの具体的な方式とあわせて、運用開始時までには委託者と受託者との協議の上決定すること。

b 外部の記事作成者による記事の入力は、記事のタイトル、本文、掲載先の区分（カテゴリ等）、及び添付する画像等、あらかじめ定めた項目に対する入力とすること。掲載先の区分は、記事作成者が申請時に選択するものとする。入力された記事は、公開サイトの記事と共通のテンプレートにより表示される仕組みとし、記事作成者が個別に表示体裁（レイアウト等）を変更できない設計とすること。

c 記事登録は、事前に委託者が承認した情報のみを掲載できる仕組みとすること。申請さ

れた記事は、委託者が使用する管理画面において委託者が内容を確認し、承認する運用とし、委託者による承認をもって当該記事が自動的に公開され、公開サイトの既存の記事一覧の中に、他の記事と同一の体裁で掲載される仕組みとすること。承認前の記事は公開サイトに表示されないこと。なお、記事の掲載状態（下書き、申請中、公開等）は記事ごとの状態区分により管理し、記事作成者は当該記事を委託者の承認を経ずに公開状態へ変更できないものとする。

- d 外部の記事作成者に対しては、委託者が使用する管理画面へのアクセス権限を付与しないこと。管理画面へのアクセスは、別途定めるIPアドレス制限の対象とすること。

カ 既存Webサイトへのリンク設置

「TOKYO-ecosteps」や「東京エコマナブ」など、関連する既存Webサイトへのリンク設置を行うこと。

（２）性能及び可用性

- ア 想定アクセス規模は通常時月間 1 万PV、ピーク時月間 3 万PVとする。
- イ 稼働率は99%以上（7 営業日前までに事前告知した計画メンテナンス時間を除く。）を満たすものとし、24時間365日の有人監視は要しない。
- ウ 日次自動バックアップを 7 世代以上保持すること。
- エ ページ応答速度は、通常時 3 秒以内とすること。

（３）セキュリティに関する要件

- ア Webアプリケーションファイアウォール（WAF）を導入すること。クラウドWAFも可とする。
- イ 各種ログ及びサイバーセキュリティの確保に必要な記録を、1 ヶ月以上保持すること。
- ウ 管理画面への認証は、多要素認証又は同等のセキュリティ対策を講じること。
- エ 職員が管理者として管理画面にログインする際、IPアドレス制限をかけて利用端末を限定することができる機能を有すること。具体的な制限の運用方法は、委託者と協議の上決定するものとし、当該協議に基づき生じる設定作業は、本業務に含むものとする。
- オ サイトに対する全ての通信を暗号化（常時SSL化、TLS1.3）することとし、SSLサーバー証明書は東京都が無償発行するものとし、受託者は同証明書のサーバーへのインストール作業を行うものとする。

（４）データの保護

- ア 本サイトで構築するサーバー内では、原則として個人情報を一切保持・処理しないものとする。
- イ 問い合わせ、参加申込等の個人情報を伴う申請・フォームについては、自治体向けフォームサービス（LoGoフォーム等）との連携などにより実装するものとし、申請者の個人情報は当該外部サービス側で管理することを基本方針とする。具体的な実装方式及び申請者の本人性確認の手段については、運用開始時までに委託者と受託者との協議の上決定するものとし、当該協議に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。

ウ 前号のフォームサービスの利用契約、利用料その他の費用負担及びアカウントの管理は、委託者が行う。当該サービスにより収集される申請者の個人情報は委託者に帰属し、契約終了後においても委託者が継続して管理・利用できるものとする。

エ 外部からアクセス可能なIT資産を発見し、脆弱性などのリスクを検出・評価する技術であるASM (Attack Surface Management) の導入検討を行い、必要に応じて委託者に報告すること。

オ 受託者は、企画提案書において、ASMの導入の可否に関する見解及び導入する場合の概算額を提案すること。ASMを導入する場合の費用は本契約の見積範囲外とし、別途協議の上決定する。なお、別紙3の関係資料である「東京都サイバーセキュリティ基本方針」については、契約締結後に貸与する。同基準により本仕様書に明示されていない追加要件が判明した場合は、委託者と受託者の協議の上、別途精算の対象とする。

(5) その他

ア アクセス解析については、GA4等の自動ダッシュボードにより委託者及び東京都が直接閲覧する形を基本とし、受託者による定期的な解析レポートの作成・提出は本業務の対象外とする。

イ SNS連携機能（シェアボタン、LINE公式アカウント連携等）は本業務の対象外とし、外部SNSアカウントへの誘導は通常のリンク設置で対応する。

ウ ドメインは、地方公共団体のみが利用可能な「lg.jp」ドメインを含む属性型・地域型JPドメインを使用すること。なお、ドメイン取得は委託者が東京都を経由して実施するため、受託者はCSRファイル作成、DNS設定、サーバーへの証明書インストール等の作業のみを行うものとする。

エ ページ及びコンテンツの追加、機能の改善に容易に対応できる設計とすること。

8 デザイン方針

(1) 制作方針

ア 使用する原稿及び画像等の素材については、原則として現行の「TOKYO環境学習ひろば」及び「チームもったいない」サイトのコンテンツを移管する形とし、新規制作は行わないものとする。ただし、統合に伴うレイアウト調整や、デザイン上やむを得ず必要となる軽微な画像加工等はこの限りでない。

イ 委託者は、現行運営事業者から、移管に必要な原稿及び画像等のオリジナルデータを契約締結前までに受領し、受託者に必要な素材を提供すること。

ウ 委託者は、前項の素材について、委託者が保有し又は提供する範囲において、受託者が本サイトの構築・運用のために使用及び改変することができるものとして提供する。ただし、移管対象の素材のうち、第三者が権利を有し委託者において当該使用又は改変に必要な権利処理が確認できないものが判明した場合は、当該素材の取扱い（差し替え、除外その他の措置を含む。）について、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。当該協議に基づき生じる作業（素材の差し替え、除外等に伴うページの調整を含む。）は、本業務に含むものと

する。

- エ アのただし書きに基づき受託者が新たに制作した素材については、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」第14条「著作権等の取扱い」の定めに従い取り扱うものとする。
- オ 本サイトのうち現行「TOKYO環境学習ひろば」に係るページは、原則として現行のデザインを維持し、デザインの全面的な刷新は行わない。ワイヤーフレーム及びデザインの新規制作は、主として「チームもったいない」から統合する新規ページ群を対象とする。
- カ 制作工程における確認回数は次のとおりとする。ワイヤーフレーム（情報設計）の確認は2回まで、デザインの確認は2回までとする。実装後の確認は、静的実装後に1回及びCMS組込後に1回とする。ページ作成時のリテイク（戻し）回数は、原則として2回までとする。

（2）アクセシビリティ

- ア 高齢者及び障害者への配慮として、アクセシビリティJIS X 8341-3:2016 準拠レベルAA以上に準拠すること。
- イ 本サイトは、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari等の閲覧ブラウザ最新版に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等を含む各媒体での閲覧が最適化されていること。なお、最適化の確認範囲は、各媒体が搭載するOS（Windows、Mac、Android、iOS）の標準ブラウザを基本とし、これらに対して必要とされる動作確認を実施すること。
- ウ 本サイトのデザイン及びアクセシビリティについては、別紙4「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」及び別紙5「「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」準拠に係る標準特記仕様書」に準拠すること。
- エ 別紙5に定めるアクセシビリティ試験を実施すること。
- オ 実施に当たっては、以下の事項は対象としない。
 - （ア）修正用データが無い（修正できない）コンテンツ
 - （イ）過去に作成した画像及び動画の一部
 - （ウ）外部から提供されたサービス及び付随するコンテンツ
 - （エ）PDF、WORD、EXCEL等の文書ファイル
- カ 試験対象ページは、同別紙5の方法により総ページ数に応じて委託者の確認を得て選定するものとし、本サイトで使用する各テンプレート（ページ型）を網羅するよう代表ページを選定する。同一のテンプレートから生成される量産ページについては、当該テンプレートの代表ページの試験をもって確認したものとする。選定されたページに係る試験の実施は、本業務に含むものとする。
- キ 試験の結果、修正が必要な場合の費用は、本委託に含むものとする。

9 CMS・コンテンツ制作

（1）インフラ・データセンター及びCMSに関する要件

- ア サーバー及び関連機器は、日本国内のデータセンターに設置すること。

イ 想定アクセス規模及び要求性能を満たすサーバー構成とすること。

ウ クラウドサービスを利用する場合は、基盤（IaaS/PaaS）として、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）クラウドサービスリストに登録されたサービス、又はISO/IEC 27001及びISO/IEC 27017の認証を取得したサービスを利用すること。当該基盤上で稼働するCMS等のSaaSについては、ISMAPクラウドサービスリストへの登録を必須としない。

エ 本番投入前の受入確認用として、ステージング環境を整備すること。

オ CMSは、提案時点で最新の安定版を採用し、契約期間中にサポート切れにならないものとする。

カ CMSのユーザ権限は、管理者・編集者・投稿者の3階層程度のロール設計とすること。

キ 使用するプラグイン・拡張機能を一覧化すること。

ク データセンターは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設計され、耐震、免震又は制振構造であること。

ケ データセンターは、非常用電源設備及び空調設備を備え、安定的な稼働が可能であること。

コ データセンターは、建物及び機器室への入退室管理がなされ、監視カメラ等による監視・記録がなされていること。

サ 将来的に本サイトの管理を委託者又は委託者が指定する第三者（次期の受託者を含む。）に移行することが可能な構成とすること。この目的のため、次の事項を満たすこと。

（ア）CMSは、特定の事業者依存しない汎用的な製品を採用すること。

（イ）カスタム開発したソースコード、設定情報及び構成情報は、14「成果物の納品」に定めるとおり全て納品すること。

（ウ）コンテンツ、メディアファイル、データベース等のデータは、標準的な形式でエクスポートすることが可能であること。

（エ）受託者固有のライセンス、独自形式のデータその他移行を著しく困難にする要素を含まないこと。

（2）ページ構成及びコンテンツの制作

別紙1「コンテンツマップ」（現行サイト構成をベースに統合構成を示したもの）に基づき、現行サイトのコンテンツを移管する形でWebサイトを構築する。サイトの設計上の調整事項については、委託者と十分協議の上決定するものとし、当該協議に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。

ア 環境課題に関して親しみながら学習できるページの作成

（ア）地球温暖化、自然環境、資源循環、大気・水質・土壌、環境学習ツールの5カテゴリをテーマとすること。

（イ）各分野とも、イラストや写真、漫画を取り入れる等、分かりやすいものとする。

（ウ）「地球温暖化」「自然環境」「資源循環」「大気・水質・土壌」の4テーマ各5問、計20問のクイズを分かりやすい解説とともに掲載すること。

(エ) 「学ぶ」「クイズ」のメニュー表記（ひらがな表記の有無等）は、現行サイトの構築状況を踏まえて実装すること。

(オ) 漢字へのルビ（ふりがな）振りについては現行サイトにおける実施ページを前提に、提案上限額の範囲内で実装可能と受託者が判断する範囲において、その範囲及び実装方式（HTMLのrubyタグ自動付与等）を企画提案書において提案すること。最終的な実施範囲は、当該提案の内容を踏まえ、構築の過程において委託者と受託者の協議の上決定するものとし、当該協議に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。当該提案に係る費用は契約金額に含むものとし、これによる追加費用は生じないものとする。

イ 「探す」ページの作成

(ア) 「7（1）ウ（イ）」の検索機能を設けること。

(イ) 本ページは検索機能に加え、記事掲載機能を有すること。

(ウ) なお、本ページには、「7（1）オ（ウ）」の記事掲載申請で受け付けた記事が掲載可能であること。

ウ 「取組事例集」の作成

(ア) Webサイトで取り扱う事業の中から委託者が選定する優良な取組について、利用者が事例として閲覧できる仕組みを設けること。

(イ) 掲載方法（ニュース・探す等への分類・タグ付けによる集約を含む。）は、別紙1「コンテンツマップ」に基づき、ナビゲーションバーや個別ページの構築を不要とする。実装方法は、企画提案書において提案すること。当該提案の内容を踏まえ、委託者と受託者の協議の上決定するものとし、当該協議に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。なお、当該分類・タグ付けは、7（1）ウ（イ）に定める検索機能により事例として抽出・一覧表示できるものとする。

エ 環境学習の推進に寄与する情報拠点等の紹介ページの作成

都及び都内区市町村が設置した環境学習に関する拠点施設、環境学習施設及びフィールドに関する情報について、分かりやすく掲載すること。

オ チームもったいない事業の情報を集約するページの作成

(ア) 活動の概要：チームもったいないの活動内容について分かりやすく掲載すること（概要、ロゴマークの紹介、動画コンテンツの紹介）

(イ) 取組紹介：企業及び団体の取組を紹介する記事を分かりやすく掲載すること。

(ウ) 参加申込：チームもったいないの参加申込手続については、自治体向けフォームサービス（LoGoフォーム等）との連携により実装することを基本方針とする。

(3) マニュアルの作成

本サイトを編集するための手順等を記した「Webサイト管理者用マニュアル」を作成すること。また、出来る限り早期にテスト環境を用意し、一連の作業を実施できるようにすること。

10 データ移行・テスト及び受入

(1) テスト、受入及びデータ移行

ア 受託者の責任において単体テスト及び結合テストを実施し、テスト計画書及びテスト報告書を提出すること。

イ 委託者が受入テストを実施するものとし、受託者は環境の提供及びサポート対応を行うこと。受入テストは委託者において2週間から4週間程度実施するものとし、その実施時期は、令和9年2月中の本番同等環境での稼働開始に支障が生じないよう、委託者と協議の上調整するものとし、当該期間中の受託者による環境の提供及びサポート対応は、本業務に含むものとする。

ウ 想定ピーク時アクセス（月間3万PV相当）での負荷試験を実施すること。

エ ソースコード及び設定情報のバージョン管理を行うこと（Git等の利用を想定する。）。

オ コンテンツの移行は、CMS管理画面からの登録（受託者作業）を基本とし、一部一括投入も可とする。

カ リニューアル後に旧URLでアクセスされた場合の取扱い（新URLへの自動遷移等）については、委託者の指示に従うものとする。当該指示に基づき生じる作業は、本業務に含むものとする。

(2) セキュリティ診断の受診

本サイトの作成後、東京都が指定するセキュリティ診断を受診し、受診結果を委託者に報告すること。受診の結果を受けて、委託者からは是正措置の指示があった場合は、早急に是正措置を取り、是正内容を委託者に報告すること。

11 Webサイトの運用保守管理

(1) 本サイトは、令和9年2月中に本番同等環境における稼働（試験運用）を開始するものとし、当該稼働の開始をもって保守を開始する。保守対象期間は、当該稼働開始日から令和9年3月31日まで（令和9年2月及び3月の2か月間）とし、当該期間の保守等は本業務内で行うこと。当該期間中、受託者は、本番同等環境の稼働状態を維持するため、(2)に定める監視、障害対応、セキュリティ維持等の保守業務を現に提供すること。保守管理業務の終了後、委託者に業務実績報告書を提出すること。

(2) 前号の本業務内の保守（令和9年2月及び3月）の業務内容は、次のア〜ウのとおりとする。
あわせて、令和9年度以降の保守等を想定した標準的な見積り（令和9年度から令和13年度までの5か年度分・年度別）は、募集要項の定めるところにより、企画提案書等の提出時に見積書において参考見積りとして明示すること。ただし、以後の保守管理については毎年度に契約締結することとし、令和9年4月以降の保守契約を保証するものではない。

ア 保守業務内容

(ア) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。

- (イ) システム及びシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む。）管理を行うこと。
- (ウ) 使用する全てのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、委託者と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。当該作業は、保守業務に含むものとする。
- (エ) 受託者は、対象サーバーで運用されるWebサイトについて、月1回（毎月末）のメンテナンスを行うこと。
 - a 本サイトのデータ（CMSに登録されたコンテンツデータ及びサーバー設定情報等をいう。）のバックアップを行うこと。なお、GA4等のアクセス解析データについては、外部保存基盤（BigQuery等）を要し本業務の範囲を超えるため、原則としてバックアップの対象に含めない。当該データの保存要否及び方式については、必要に応じ委託者と受託者の協議の上、別途決定する。
 - b セキュリティの更新など、運営上必要なメンテナンスを行うこと。
 - c ログの取得、保管及び解析を行うこと。
- (オ) 重大な脆弱性（CVSS 7.0以上又は開発元が緊急と分類するもの）が発覚した場合は、月次を待たず速やかに対応すること。
- (カ) 前項の月次メンテナンス以外においても、セキュリティ上の脆弱性が確認された場合は、報告受領から5営業日以内に対応を開始すること。
- (キ) 年1回以上、外部機関又は保守業者による脆弱性診断を実施すること。診断結果により是正が必要と判断された事項については、改修対応の範囲内で対応を行うこと。
- (ク) 日常的な機能改善・修正対応（是正対応を含む。）は、年間60時間を上限として実施すること。改修内容・優先順位については、委託者と協議の上決定する。
- (ケ) CMSを活用した日常的なコンテンツ更新作業（記事・画像・テキストの追加・編集・削除等）は、委託者側で実施するものとし、本保守業務の対象外とする。
- (コ) 構築完了後の定期ミーティング（1時間程度）を、年6回程度予定する。

イ 障害管理及び監視

- (ア) 本仕様書において、「障害」とはシステムの故障・停止等をいい、「インシデント」とは情報セキュリティ上の事象をいう。
- (イ) 障害への対応については、委託者と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- (ウ) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- (エ) サーバー・サービスの死活監視を自動で行い、異常検知時はメール等で通知すること。
- (オ) 応答時間及びサーバーリソース使用率の性能監視を行うこと（ダッシュボードによる提供も可とする。）。

- (カ) 委託者又は都から障害又はインシデントへの対応を求めた場合の一次対応及び一次報告は、連絡受付後、翌営業日（土日祝日を除く。）以内に状況確認及び初動連絡を行うこと。
- (キ) 連絡窓口は、システム、アプリケーション等を含めて一元化すること。

ウ 運用支援

導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問合せに対応すること。

12 実施体制・スケジュール

(1) スケジュール

本業務のスケジュールの目安は、以下のとおりとする。スケジュールの遂行にあたっては、当該確認プロセスに要する期間に十分留意すること。

- ア Webサイト構築：契約締結後～令和9年1月末（目途）
- イ 本番同等環境での稼働（試験運用）開始及び保守開始：令和9年2月中
- ウ 受入・最終調整及び一般公開の準備：令和9年2月～3月
- エ Webサイト一般公開：令和9年3月（令和9年3月31日までに公開）
- オ 保守管理：イの稼働開始日から令和9年3月31日まで（令和9年2月及び3月の2か月間）

(2) 業務体制

契約締結後速やかに受託業務を履行するために必要な人員を確保するとともに、業務履行にあたり緊急の事案が発生した場合等には、速やかな対応ができるよう連絡体制を整えること。

(3) 業務責任者の配置

- ア 委託事業全般を統括する業務責任者を配置して、本委託の履行に必要なプロジェクト管理を行うこと。
- イ 業務責任者は本事業内容に精通し、委託者及び関係機関等との連絡調整、事業の進捗管理、報告ができる者とする。
- ウ 業務責任者を補佐し、業務責任者が不在の際は業務を代行できる体制を整えること。

(4) 実施計画書の提出等

- ア 受託者は、契約締結後速やかに、本件業務に係る実施計画書及びスケジュールを委託者に提出し、委託者の承認を得ること。
- イ 実施計画書には、全体詳細スケジュール工程、業務の進め方、履行体制・役割分担、情報セキュリティ及び個人情報管理体制を含めること。
- ウ 受託者は、契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせを行い、仕様書の解釈及びその具体的事項について十分協議し、本委託業務の目的を確実に達成しなければならない。
- エ 受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。
- オ 委託者が業務の進行状況について説明を求めた場合は、速やかに報告すること。

(5) 受託者の要件

ア 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する者を配置することができる者であること。

イ 本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保できる者であること。

ウ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要項（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取り消しの期間中でないこと。

エ 次に掲げる個人又は団体でないこと。

（ア）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

（ウ）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（エ）東京都契約関係暴力団等対策措置要項（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

13 関係書類

（1）委託着手届（別記様式1）

受託者が業務に着手する際、委託者に提出する。あわせて実施計画書（自由様式）及び実施体制のわかる資料（自由様式）を添付する。

（2）業務責任者指定通知書（別記様式2）

受託者が業務責任者を選任する際、委託者に提出し、承諾を得る。

（3）委託完了届（別記様式3）

受託者は、指示された業務が完了した場合は、速やかに完了届を提出し検査を受ける。

（4）協議書（別記様式4）

協議、報告、提出、通知、請求、承諾等する際、委託者に提出する。

（5）再委託申請書（別記様式5）

受託者は、18「再委託の取扱い」に基づき再委託を行おうとする場合、あらかじめ委託者に提出し、承諾を得る。

（6）その他

本仕様書に定めのない書類については、受託者において様式を定め提出する。

ただし、委託者が様式を指示した場合は、これに従う。

14 成果物の納品

（1）制作したWebサイトの電子データ等については、委託者の検収を受け、次の成果物を委託者に提出すること。

(2) 電子データはUSBメモリ又はクラウドストレージ等により納品することとし、印刷物及びDVD-Rによる納品は不要とする。

(3) 納品内容

ア コンテンツファイル一式（電子データ）

イ ページ全体構成図（Word形式又はPDF形式の電子データ）

ウ 管理者用マニュアル、システム設計書（Word形式又はPDF形式の電子データ）

エ 運用手順書（障害対応、バックアップ復旧及び保守作業の手順を含む。Word形式又はPDF形式の電子データ）

オ カスタム開発分のソースコード一式（Gitリポジトリの共有でも可とする。）

15 支払方法

(1) Webサイトの構築に係る経費については、委託内容完了後の一括払いとする。

(2) 保守管理及び運用に係る経費は、構築費とは別に計上するものとし、令和9年2月分及び3月分（月額×2。稼働開始日が月の中途である場合においても、令和9年2月分は月額満額とする。）を、月締めの翌月末（令和9年3月分にあつては令和9年4月末日）までに支払う。

16 著作権等の処理

本委託業務に係る著作権等の取扱いは、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の「14 著作権等の取扱い」に準拠する。なお、受託者が新たに制作した成果物に係る著作権等の取扱いについても、同条の定めによるものとし、疑義が生じた場合は別途協議の上決定する。

17 データの保護措置及び個人情報の取扱い

(1) 受託者は、別紙3「東京都サイバーセキュリティ基本方針」及び別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守し、データの保護措置を講じること。特にインターネットに接続する情報システムについては、ソフトウェアの脆弱性対策、ウェブサーバーの適切な管理、定期的な脆弱性診断、改ざん検知等により、不正アクセス・不正ログイン等の監視の強化を図ること。

(2) 本サイトはサーバー内で個人情報を保持しないことを基本方針とするが、運用上個人情報を取り扱う場合の取扱いについては、別紙2の定め及び委託者の指示に従うこと。

(3) 本委託による業務のうち、個人情報及び機密情報に係る業務については、東京都環境局が別途定める「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/about/p_specification/) を遵守すること。なお、遵守事項の確認、事業従事者への周知、事故発生時の対応についても、同所に掲載の「標準特記仕様書に係る事務の取扱いについて」を参照の上履行すること。

(4) 第2号に基づき本サイトの運用上個人情報を取り扱うこととなった場合において、当該個人情報の取扱いに関し、受託者の責任者又は従事者の故意又は重過失によって委託者に損害が生じた

ときは、受託者は委託者に対して違約金として契約金額の100分の10に相当する額を支払う義務を負う。なお、委託者に生じた損害が違約金額を上回る場合には、委託者は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

(5) 個人情報の取り扱い等に関して、次のいずれかの認証を取得、又は同等の体制を有すること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）に認定されたプライバシーマーク

イ 国際標準化機構（ISO）に参加している認定機関により認定された審査登録機関によるISO27001の認証

18 再委託の取扱い

本業務の再委託の取扱いについては、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の「10 再委託の取扱い」に定めるところによるものとし、その主な事項は次のとおりとする。

(1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、この契約の履行に当たり再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面又は電磁的記録により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(3) 前号の書面又は電磁的記録には、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に対する業務の管理方法、再委託先の名称・代表者及び所在地、再委託する業務の内容、再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）、再委託先のセキュリティ管理体制、並びに再委託先が別紙2に定める事項を遵守する旨の誓約を記載すること。

(4) 再委託先は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は東京都契約関係暴力団等対策措置要綱の規定による排除措置期間中の者であってはならない。

(5) 別紙2に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

(6) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して履行体制に再委託を含めて提出すること。

(7) 前各号の申し出は、別記様式5「再委託申請書」により行うものとする。同様式に記載しきれない事項については、別紙を添付して補うものとする。

19 その他

(1) 本委託内容を履行するために必要な資源については、受託者が負担すること。

(2) 本仕様書に記述のない事項については、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び別紙6「共通事項及び暴力団体関係者の排除に係る特約条項」を遵守すること。

(3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度委託者と協議の上処理するものとする。

(4) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び東京都の関係条例を遵守すること。また、受託者は、本業務の履行により知り得た内容（Webサイト等で公開された内容を除く。）を、第三者に漏

らしてはならない。

- (5) 契約終了後に委託者又は委託者が指定する第三者（次期の受託者を含む。）へ本サイトの管理を移行する場合の引き継ぎの範囲、方法及び費用については、別途委託者と受託者の協議の上決定する。
- (6) 本仕様書において別途費用を要する旨が明示されている事項を除き、本仕様書に定める業務の遂行に必要な作業は、全て本委託の見積範囲に含むものとする。受託者は、企画提案書及び見積書において追加費用を要する旨を明示しなかった事項について、契約締結後に追加費用を請求することができない。

20 担当

公益財団法人東京都環境公社

総務部 総務課 プロモーション推進室 有田/佐野

TEL：03-3644-2166 メールアドレス：promotion@tokyokankyo.jp